

半田市障がい者虐待防止センター設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第32条第1項に規定する市町村障害者虐待防止センターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置場所)

第2条 障がい者虐待防止センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名 称	設置場所
半田市障がい者虐待防止センター	半田市福祉部地域福祉課内

(業務)

第3条 半田市障がい者虐待防止センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 養護者、障がい者福祉施設従事者及び使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための、障がい者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- (3) 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報及び啓発

(職員)

第4条 センターの職員は、地域福祉課職員をもって充てる。

(関係機関との協力)

第5条 センターは、養護者による障がい者虐待の防止、養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援の適切な実施がされるよう、半田市社会福祉事務所その他の関係機関と相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。